

京都市前立腺がん検診実施要綱

(目的)

第1条 早期に発見し、早期治療に結び付けることにより、前立腺がんによる死亡率を減少させ、がんの予防を図ることを目的に、前立腺がん検診を実施する。

(実施責任者)

第2条 実施責任者は、保健センター長とする。ただし、検診に関する業務について、委託により実施しているものは、その委託の範囲において、委託先の長を実施責任者とする。

(対象者)

第3条 市内に居住し、かつ、当該検診を受診しようとする年の12月31日時点において、50歳以上にある男性を対象者とする。

(実施回数)

第4条 同一人について2年に1回（隔年）実施する。

(検査内容)

第5条 検査内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 問診

問診票（受診票）を用いて、問診を実施する。

(2) P S A検査

採血により、血中のP S A（前立腺特異抗原）値の測定を実施する。

(実施形態)

第6条 検診の実施は、京都府医師会が指定する医療機関において実施するものとし、その実施方法は別に定めるものとする。

(実施主体)

第7条 検診の実施にあたっては、その業務の全部又は一部を京都府医師会及び京都府国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(検診結果の通知)

第8条 市長は、検診の結果が判明したときは、速やかに受診者に結果を通知する。

2 市長は、検診の結果、精密検査が必要な者に対しては、前項による結果の通知と同時に、精密検査のための医療機関の紹介及び受診の案内を行う。

(費用)

第9条 検診を受ける者は、別に定めるところにより検診費用の実費（以下「実費負担金」という。）として、1,500円を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度分（4月及び5月に受診するときは前年度分）の市・府民税が非課税の世帯に属する者が次に掲げる書類を提出した場合の実費負担金は、800円とする。

(1) 各種検診（健診）等料金減額・免除証明書

(2) 本人を含む世帯全員の非課税証明書

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が、それぞれ必要な書類を提示又は提出した場合は、実費負担金を免除する。

(1) 70歳以上の者で年齢の確認できる書類を提示した者

(2) 京都市老人医療費支給条例、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例又は京都市重度心身障害者医療費支給条例に基づく福祉医療費受給者証を提示した者

(3) 後期高齢者医療被保険者証を提示した者

(4) 福祉事務所の発行する生活保護受給証明書を提出した者

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給証明書を提出した者

(6) 市長が特に認めた者

(報告)

第10条 京都府医師会は、検診終了後、速やかに受診者数を集計し、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長あてに報告するものとする。

(補則)

第11条 この要綱において別に定めるとされている事項及び要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は平成24年10月1日から施行する。

この要綱は平成25年8月1日から施行する。

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年5月8日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。